

株 主 各 位

千葉県松戸市新松戸東9番地1

株式会社 ~~マツモトキヨシ~~ ホールディングス

代表取締役会長兼社長兼CEO 松本 南海雄

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のとおり書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成23年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご送付ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（2頁から3頁）をご高覧のうえ、上記行使期限までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成23年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社マツモトキヨシホールディングス本社会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第4期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第4期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/index.html>）において周知させていただきます。

〔インターネットによる議決権行使のお手続きについて〕

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ※）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotest.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）

※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成23年6月28日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotest.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になります。が、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)における日本経済の状況は、新興国向け輸出の拡大や政府の景気刺激策などにより、緩やかながらも総じて回復基調にありましたが、依然として雇用・所得環境は厳しく、消費者の低価格・節約志向は根強く、個人消費も低調に推移いたしました。また、平成23年3月に発生した国内観測史上最大の「東日本大震災」は、想定を超えた津波によって東北・関東地方に甚大な被害、計画停電等による経済活動へ大きな影響を与えました。

ドラッグストア業界におきましても、前述のような経済環境・影響から消費マインドの冷え込みはもとより、先行き不透明な状況下であり、天候要因からシーズン商品や花粉飛散量の増加に伴い関連商品は拡大したものの、依然として厳しい状況が続いております。

このような環境に対処するため、グループ経営理念である「1st for you. あなたにとっての、いちばんへ。」を基本として、専門人材(薬剤師・登録販売者・ビューティケアアドバイザーなど)によるコンサルティングサービス体制の強化、節約・価格志向に対応したMKカスタマー(プライベートブランド商品)をはじめとした魅力ある商品展開、地域環境・顧客志向を捉えたきめ細かな品揃え、効率的かつ効果的な販売促進活動など、常にお客様の視点にたった各種施策を推進してまいりました。

当期における事業別の概況は次のとおりであります。

<小売事業>

第1四半期連結会計期間は、競合他社を含めた価格競争の激化や昨年春先での花粉飛散量の減少に伴う関連商材、一昨年の新型インフルエンザ関連商品特需などの影響により、苦戦を強いられたものの、第2四半期連結会計期間は、夏場の記録的な猛暑によるUVケア、制汗剤、熱中症対策商品等、シーズン商品が大幅に伸びました。第3四半期連結会計期間におきましては、気温低下・乾燥対策を捉えたスキンケア商品、保温商材、総合感冒薬など、シーズン商品の販売体制強化により全体を押し上げ、第4四半期連結会計期間は、例年と比較して花粉の飛散量が大幅に増加し、それらにいち早く対応すべく花粉症コーナーの早期展開や関連商品（一般用医薬品・雑貨アイテム）の拡充を図り、売上が大きく伸びました。

また、新規出店による寄与、付加価値のあるプライベートブランド商品の拡充、M&Aによる子会社化などにより、売上高は前年同期と比較して大幅に増加しました。

新規出店に関しましては、徳島県・山口県への初出店を含めグループとして78店舗を出店しました。また、重点施策として、お客様や環境の変化／ニーズへの対応を目的に既存店の改装を104店舗で実施し、スクラップ＆ビルドを含め将来業績に貢献の見込めない店舗を41店舗閉鎖しました。

その結果、当連結会計年度末におけるグループ店舗数は、1,213店舗となり、その領域を1都1道2府40県に拡大しております。

<卸売事業>

卸売事業は、フランチャイズ契約を締結していた3社（株式会社ミドリ薬品、株式会社中島ファミリー薬局、株式会社ラブドラッグス）の子会社化に伴い売上高は減少しておりますが、新たに株式会社ヤスイ（本社：千葉県市川市）と平成23年2月にフランチャイズ契約の締結及び既存フランチャイズ企業での新規出店などにより、堅調に推移しております。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は4,040億47百万円（前年同期比10.8%増）、卸売事業210億83百万円（同17.4%減）、管理サポート事業30億54百万円（同8.6%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、効率的かつ効果的な販売促進活動から広告宣伝の抑制、店舗運営の効率化を図ってまいりましたが、前年同期に比較して、新たに3社を連結したことに伴う費用増加などから1,037億38百万円（同11.8%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高4,281億84百万円（前年同期比9.0%増）、営業利益154億91百万円（同3.9%増）、経常利益174億97百万円（同3.8%増）となり、第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」の適用に伴う影響額及び平成23年3月に発生した「東日本大震災」により、甚大な被害には至らなかったものの、東北・関東地方の店舗において修繕費などを特別損失へ計上したことなどから、当期純利益72億91百万円（同0.1%増）となりました。

事業区分	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	金額（百万円）	前年同期比（%）
小売事業	404,047	110.8
卸売事業	21,083	82.6
管理サポート事業	3,054	108.6
合計	428,184	109.0

(注) 1. 事業区分間の取引については相殺消去しております。

2. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、118億18百万円となりました。その主なものは、以下のとおりとなります。

- ・当社グループ全体での78店舗の出店及び104店舗の改装に伴う設備投資（88億73百万円）
- ・店頭情報の更なる有効利用のための店舗システム強化による投資を含めた無形資産投資（8億45百万円）
- ・賃貸借契約に係る敷金及び保証金の支出（20億98百万円）

なお、上記の設備投資の総額及び設備投資額には、資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定資産計上額37億円を含めております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、当社グループの設備投資資金及び借入金返済資金に充当するため、転換社債型新株予約権付社債150億円の発行による低コストの資金調達を実施するとともに、更なる調達コストの削減と資金の効率化を図るため、長期借入の一部を期日前返済し、短期借入への切り替えを実施しております。

また、短期運転資金としては、当座貸越契約に基づく取引金融機関からの借入枠及びコマーシャル・ペーパー200億円の発行枠を確保し、資金需要に対応しております。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

a. 平成22年4月1日付で、当社の連結子会社であった株式会社ミドリ薬品と株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

b. 平成22年4月1日付で、当社の持分法適用関連会社であった株式会社ラブドラッグスの株式を追加取得し、連結子会社といたしました。なお、追加取得後の当社の所有割合は90.8%となります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	390,934	392,268	393,007	428,184
経 常 利 益 (百万円)	16,982	17,989	16,852	17,497
当 期 純 利 益 (百万円)	6,801	7,728	7,281	7,291
1株当たり当期純利益 (円)	134円25銭	161円50銭	152円70銭	151円48銭
総 資 産 (百万円)	195,981	195,884	209,503	217,661
純 資 産 (百万円)	93,872	96,761	103,219	109,987
1株当たり純資産額 (円)	1,896円43銭	2,005円34銭	2,135円19銭	2,252円30銭

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社マツモトキヨシ	21,086百万円	100.0%	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社エムケイ東日本販売	450	100.0	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社ミドリ薬品	352	100.0	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社ラブドラッグス（注）	260	90.8	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社ぱぱす	253	75.0	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	170	100.0	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社トウブドラッグ	90	85.0	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社中島ファミリー薬局	44	100.0	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社茂木薬品商会	80	90.0	医薬品等の卸販売
伊東秀商事株式会社	10	90.0	化粧品・日用雑貨等の卸販売
株式会社エムケイプランニング	50	100.0	店舗の建設・営繕
株式会社マツモトキヨシ保険サービス	10	100.0	生命保険・損害保険の販売代理業
株式会社ユーカリ広告	10	100.0	新聞折込広告の配布手配

（注）平成22年4月1日付で、当社の持分法適用関連会社であった株式会社ラブドラッグスの株式を追加取得し、連結子会社といたしました。

③ その他

重要な業務提携の状況

相手先	契約締結日	契約内容
株式会社ローソン	平成21年8月24日	業務提携基本契約 下記項目の検討、及び検証を共同して行う 1. 人的資源の活用 2. 商品に関する内容 3. 新業態店舗の展開に関する内容 4. その他 取組み

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の事項を重点課題として取組んでまいります。

1. ドラッグストア事業の抜本的な収益改善

少子高齢化が進展する中で、医療財源確保の問題が深刻化するなど、誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりが求められます。また、ライフスタイルの変化に伴う生活習慣病やメタボリックシンドロームの増加など、日頃からの健康づくりや健康管理が重要となってきました。

このような環境の中、当社グループは、病気になりにくい丈夫な体づくりを全力でサポートしてまいります。病気になる前の「予防」及び「早期発見・早期治療」に重点を置き、お客様の心と体の健康づくりをお手伝いする「かかりつけ薬局」を目指してまいります。

当社グループは、この目指す姿を確実に実現していくために、お客様に最高のサービスを提供できる売上規模と適正な利益の確保に取り組んでまいります。

(1) 新規顧客の獲得によるシェア拡大

- ①専門性・利便性・効率性のバランスがとれた郊外型ドラッグストアの業態開発
- ②マツキヨならではの差別的優位性を明確にした新業態店舗の開発
- ③将来ビジョン実現に向けた積極的な出店とM&A・フランチャイズ化の推進
- ④地域に密着した「かかりつけ薬局」の推進と地域医療機関との連携強化
- ⑤新たな事業機会の獲得に向けた海外成長市場の調査・研究

(2) 既存顧客の維持と底上げ

- ①お客様の生活圏全体の最適化を実現するエリアドミナントの形成
- ②お客様の真のニーズに応える商品・サービスの提供
- ③地域特性に柔軟かつ迅速に対応できる狭小商圈型フォーマットの開発
- ④目配り、気配り、心配りのできる心のこもった接客サービスの提供

2. 収益構造改革（ローコスト経営の推進）

ドラッグストア業界は、今後も厳しい経営環境が続くことが予想されます。当社グループが勝ち残るためには、厳しい環境下でも安定した利益を確保できる経営体質への転換が求められます。

当社グループは、徹底した経営の合理化・効率化の追求によりコスト競争力を強化し、高収益を確保できる強靱な経営基盤を構築してまいります。

変動費を削減する対策として、①スケールメリットを活かした仕入原価の低減、②付加価値の高いPB商品開発による原価の低減、③物流拠点の集約化と物流体制の再構築による物流コストの低減、また、固定費を削減する対策として、①グループ連携強化による間接部門のスリム化・効率化、②システム統合などグループ全体での徹底したムダの排除とコストの削減、に取り組んでまいります。

3. 人材育成と組織の活性化

企業が成長・発展するためには、お客様に喜ばれる新しい価値を創造し続けることが重要となります。

当社グループでは、経営者をはじめとする従業員一人ひとりの意識と行動を変革し、新しい顧客価値を生み出す組織能力の向上に努めてまいります。具体的には、①新進気鋭の若手人材の積極的な登用、②未来を切り拓いていく次世代リーダーの育成、③自由闊達な企業文化の醸成、に取り組んでまいります。

また、持続的な成長を維持するためには、その原動力となる有能な人材の確保が重要課題になります。

当社グループは、「仕事を通じた成長実感」の実現など、働きがいのある職場づくりを目指し、さまざまな取組みを進めてまいります。従業員満足度の向上は、サービスの質の向上につながり、結果として、顧客満足度の向上が期待されます。

(5) 主要な事業内容（平成23年 3月31日現在）

当社グループは、ドラッグストア・保険調剤薬局等のチェーン店経営を行う小売事業を核に、卸売事業、管理サポート事業を行っております。

事業区分別の事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	会社名	主な事業内容
小売 事業	株式会社マツモトキヨシ	ドラッグストア・保険調剤薬局・ホームセンターのチェーン店経営（店舗名：「マツモトキヨシ」「Medi+マツキヨ」「H&B Place」）
	株式会社エムケイ東日本販売	主に東北・関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「マツモトキヨシ」）
	株式会社ミドリ薬品	九州・沖縄エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「ミドリ薬品」「マツモトキヨシ」「ミドリ薬局」）
	株式会社ラブドラッグス	中国・関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「くすりのラブ」「くすりのラブ薬局」）
	株式会社ばばす	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「どらっぐばばす」「ばばす薬局」）
	株式会社マツモトキヨシ 甲信越販売	主に甲信越エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「ファミリードラッグ」「ドラッグマックス」「ファミリー薬局」）
	株式会社トウブドラッグ	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「トウブドラッグ」「メディカルハウス」「マツモトキヨシ」「東武薬局」）
	株式会社中島ファミリー薬局	甲信越エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「ドラッグストアなかじま」「中島ファミリー薬局」）
	杉浦薬品株式会社（注）	東海エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「ヘルスパnk」）
卸売 事業	当社	小売事業を営む当社グループ会社及び業務提携先が取扱う商材の仕入・販売
	株式会社茂木薬品商会	医薬品等の卸販売
	伊東秀商事株式会社	化粧品・日用雑貨等の卸販売
	株式会社マツモトキヨシ	「マツモトキヨシ」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー（加盟店）への商品供給
	株式会社ばばす	フランチャイジー（加盟店）への商品供給
	株式会社マツモトキヨシ 甲信越販売	「ファミリードラッグ」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー（加盟店）への商品供給

事業区分	会社名	主な事業内容
管理 サポート 事業	当社	当社グループ会社の経営管理・統轄及び間接業務の受託
	株式会社エムケイプランニング	店舗の建設・営繕
	株式会社マツモトキヨシ 保険サービス	生命保険・損害保険の販売代理業
	株式会社ユーカリ広告	新聞折込広告の配布手配

(注) 杉浦薬品株式会社は持分法適用関連会社であり、その他（当社を除く）はすべて連結子会社であります。

(6) 主要な営業所及び店舗（平成23年3月31日現在）

① 当 社

本 社 千葉県松戸市新松戸東9番地1

九州営業所 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目30番15号

② 主要な子会社の事業所

株式会社マツモトキヨシ

本 社 千葉県松戸市新松戸東9番地1

関西営業所 大阪府大阪市淀川区西中島5丁目14番22号

店 舗

事業区分	店舗数	エリア別店舗数
小売事業	695(41)	関東エリア 555 (13)
		東海エリア 29 (0)
		関西エリア 55 (9)
		中国エリア 10 (1)
		四国エリア 5 (0)
		九州エリア 41 (18)

※ ()内の数字は当該店舗数に含まれるF C店の数であります。

また、関東エリアの店舗数にインターネット店1店舗を含んでおります。

③ その他の子会社

事業区分	会社名 (本社所在地)	店舗数	エリア別店舗数
小売事業	株式会社エムケイ東日本販売 (宮城県仙台市青葉区)	102	北海道東北エリア 26 関東エリア 66 甲信越エリア 7 北陸エリア 3
	株式会社ミドリ薬品 (鹿児島県鹿児島市)	138	九州エリア 138
	株式会社ラブドラッグス (岡山県岡山市南区)	39	関西エリア 5 中国エリア 34
	株式会社ぱぱす (東京都墨田区)	131	関東エリア 131
	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売 (長野県岡谷市)	63	北海道東北エリア 1 甲信越エリア 62
	株式会社トウブドラッグ (埼玉県越谷市)	32	関東エリア 32
	株式会社中島ファミリー薬局 (長野県須坂市)	13	甲信越エリア 13
卸売事業	株式会社茂木薬品商会 (東京都文京区)	—	—
	伊東秀商事株式会社 (千葉県松戸市)	—	—
管理 サポート 事業	株式会社エムケイプランニング (千葉県松戸市)	—	—
	株式会社マツモトキヨシ保険サービス (千葉県柏市)	—	—
	株式会社ユーカリ広告 (千葉県柏市)	—	—

(7) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
小売事業	4,242名 (6,837名)	97名増 (830名増)
卸売事業	161名 (2名)	10名増 (2名減)
管理サポート事業	633名 (113名)	45名増 (8名増)
合計	5,036名 (6,952名)	152名増 (836名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
183名（47名）	54名増（22名増）	43.2歳	12.6年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

2. 当社使用人は、主に連結子会社である株式会社マツモトキヨシからの出向者であり、平均勤続年数の算定にあたっては当該会社の勤続年数を通算しております。

3. 使用人数が前事業年度末と比べて54名増加しておりますが、その主な理由は機構改革に伴い、連結子会社の株式会社マツモトキヨシより、管理部門等の出向者が増加したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	3,200百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,600

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 210,000,000株
- ② 発行済株式の総数 53,579,014株（自己株式5,440,314株を含む）
- ③ 株主数 16,752名（前期末比6,088名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー） サブ ア カウント ア メリ カン ク ライ ア ン ト	5,797千株	12.04%
松 本 鉄 男	5,615	11.67
松 本 南 海 雄	4,172	8.67
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ューエス タックス エグゼンプテド ペンション フォンズ	2,178	4.52
株 式 会 社 千 葉 銀 行	2,147	4.46
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,950	4.05
株 式 会 社 南 海 公 産	1,743	3.62
エ ー ザ イ 株 式 会 社	1,407	2.92
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	1,305	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,188	2.47

（注） 1. 当社は自己株式5,440,314株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（48,138,700株）を基準に算出し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

3. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年3月31日現在）

区分		第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	
発行決議日		平成22年8月10日	
新株予約権の数		67個	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式 6,700株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の行使時の払込金額		金銭の払込を要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	
新株予約権の行使期間		平成22年8月26日～平成62年8月25日	
主な新株予約権の行使の条件		(注) 参照	
当社役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 新株予約権の数 目的となる株式の数	6名 67個 6,700株

(注) 新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。

- ・新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ・新株予約権者が死亡した場合、相続人（1名に限る）は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。但し、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債
期限同順位特約付）

平成22年8月10日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権付社債
は、次のとおりであります。

〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	150億円
各社債の金額	100万円の1種
利率	本新株予約権付社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成22年8月25日
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	15,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 8,081,896株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	・各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初金1,856円とする。
新株予約権の行使期間	平成22年10月1日から平成25年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使することができない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	松 本 南海雄	株式会社ユアーズポーツ代表取締役 株式会社南海公産代表取締役 NPO法人セルフメディケーション推進協議会副会長
代表取締役社長兼COO	吉 田 雅 司	株式会社マツモトキヨシ代表取締役会長兼社長
専務取締役兼CFO	成 田 一 夫	管理統括管掌 FC企画部長 株式会社マツモトキヨシ専務取締役店舗運営本部管掌兼管理統括担当
専務取締役	松 本 清 雄	経営企画管掌兼営業企画・商品統括管掌 株式会社マツモトキヨシ専務取締役商品政策管掌 株式会社南海公産代表取締役
取締役相談役	松 本 鉄 男	渉外担当
取締役	根 津 孝 一	株式会社ぱぱす代表取締役社長
取締役	大 爺 正 博	クロスプラス株式会社社外取締役
取締役	小 林 諒 一	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス常勤監査役 株式会社スクウェア・エニックス監査役
取締役	湯 浅 紀 男	株式会社湯浅代表取締役社長 株式会社シュテルン葛飾代表取締役会長 株式会社最上代表取締役社長 株式会社フアーレン埼玉代表取締役会長
常勤監査役	大 森 哲 夫	株式会社マツモトキヨシ常勤監査役
監査役	鈴 木 哲	株式会社マツモトキヨシ社外監査役 株式会社銀座パーキングセンター常勤監査役
監査役	諸 星 健 司	諸星健司税理士事務所 税理士
監査役	田 井 村 政 人	株式会社マツモトキヨシ社外監査役

- (注) 1. 取締役大爺正博氏、小林諒一氏及び湯浅紀男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木哲氏、諸星健司氏及び田井村政人氏は、社外監査役であります。
3. 監査役諸星健司氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役大爺正博氏、小林諒一氏、湯浅紀男氏並びに監査役鈴木哲氏、諸星健司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の役職及び担当等の異動は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動日
成 田 一 夫	専務取締役兼CFO管理統括管掌（FC企画部長兼務）	専務取締役兼CFO管理統括担当	平成22年4月1日
松 本 清 雄	専務取締役経営企画管掌兼営業企画・商品統括管掌	専務取締役営業企画・商品統括担当	

6. 代表取締役社長兼ＣＯＯ吉田雅司氏は、平成23年３月31日をもって辞任により退任しております。これに伴い、同年４月１日付で代表取締役会長兼ＣＥＯ松本南海雄氏が代表取締役会長兼社長兼ＣＥＯとなっております。

【ご参考】

執行役員の状況（平成23年４月１日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	隼田 登志夫	店舗開発企画室長
執行役員	渡邊 孝 男	九州エリア担当 株式会社ミドリ薬品取締役副社長
執行役員	矢 部 一	関連事業部長 株式会社マツモトキヨシ甲信越販売取締役会長
執行役員	山 崎 邦 夫	株式会社ラブドラッグス代表取締役社長
執行役員	小 松 栄 二	財務経理部長
執行役員	小 山 由紀夫	内部統制統括室長 経営企画部長
執行役員	北 嶋 永 一	株式会社マツモトキヨシ常務取締役
執行役員	松 本 貴 志	株式会社マツモトキヨシ取締役
執行役員	奥 嶋 荘一郎	情報システム部長
執行役員	平 松 秀 郷	ＤＢ部長
執行役員	小 部 真 吾	人事部長

（注）執行役員小部真吾氏は、平成22年７月１日付で執行役員に選任されております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

a. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)名	339 (19)百万円
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	17 (10)
合計 (うち社外役員)	13 (6)	356 (30)

- (注) 1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役の支給額には、以下のものを含んでおります。
・取締役に対するストック・オプションによる報酬額
取締役6名 8百万円
なお、対象となる6名は社外取締役3名を除く取締役となります。
3. 取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額4億16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。

b. 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が役員を兼務する子会社から役員として受けた報酬等の総額は5百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の業務執行者、社外役員の重要な兼職の状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	大 爺 正 博	クロスプラス株式会社*	社外取締役
	小 林 諒 一	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス*	常勤監査役
		株式会社スクウェア・エニックス*	監査役
	湯 浅 紀 男	株式会社湯浅*	代表取締役社長
		株式会社シュテルン葛飾*	代表取締役会長
株式会社最上*		代表取締役社長	
監査役	鈴 木 哲	株式会社マツモトキヨシ	社外監査役
		株式会社銀座パーキングセンター*	常勤監査役
	田井村 政 人	株式会社マツモトキヨシ	社外監査役

- (注) 1. *印の各社と当社との間に取引関係はありません。
2. 株式会社マツモトキヨシは、当社の100%子会社であり、同社との間には、経営管理、業務受託、商品供給及び土地・建物の賃貸借の関係があります。

- b. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
社外取締役3名及び社外監査役3名は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係はありません。

c. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発言状況
社 外 取 締 役	大 爺 正 博	15回／16回	-	経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主に事業戦略、人事施策等に関して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	小 林 諒 一	15回／16回	-	経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主にコンプライアンス、子会社管理等に関して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	湯 浅 紀 男	15回／16回	-	経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主に取締役会での意思決定プロセスの妥当性に関して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	鈴 木 哲	15回／16回	14回／14回	保険会社での永年の業務及び他の会社での監査役の実務経験等培われた専門知識に基づき、主に内部統制、リスク及び危機管理等に関して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	諸 星 健 司	15回／16回	14回／14回	税理士としての専門知識及び豊富な業務経験に基づき、主にリスク及び危機管理に関して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	田 井 村 政 人	15回／16回	14回／14回	経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主にリスク及び危機管理に関して、客観的な立場より適宜発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ社外取締役10百万円、社外監査役5百万円または法令に定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	66百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	105

(注) 1. 当社の子会社である株式会社マツモトキヨシ及び株式会社ミドリ薬品についても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、国際財務報告基準(IFRS)適用による影響調査に関する助言・指導業務等の対価を、有限責任監査法人トーマツに支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会が会計監査人を法定の解任事由に基づき解任する場合には、全員一致の決議によって行います。この場合においては、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を説明いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人相互における迅速かつ確な報告と、適正な職務執行のための体制（以下「内部統制システム」といいます。）を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

- a. コンプライアンスを含めた内部統制を推進するために内部統制統括室、コンプライアンス・リスク委員会を設置し、内部統制統括室は、内部統制の進捗状況を、適宜代表取締役及び取締役会へ報告しております。また、コンプライアンス・リスク委員会は、少なくとも3ヶ月に1回開催され、グループ全体のコンプライアンスへの取組み状況等を定期的に取締役会へ報告しております。
- b. 監査役による監査機能を充実させるため、⑨に記載した監査役への報告体制のほか、内部監査部門による本部及び店舗業務監査の結果につき、逐一監査役に報告しております。
- c. 内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用通報窓口（ヘルプライン）を設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び内部情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行っております。なお、取締役及び監査役は、随時、これらの文書を閲覧することができます。

③ 損失の危機に関する規程その他の体制

a. リスク管理体制（平時の対応）

グループ会社のリスク管理のため、リスク管理規程を定め、当該規程に基づき、当社及びグループ各社にてリスクの抽出作業を行い、それらのリスクを低減するために各部門にて体制の整備・見直しをしております。

当該規程に基づき、内部統制統括室は、グループ会社のリスク管理・運用体制及び整備状況等を評価並びに監査することとしており、また、リスク管理体制を推進する常設機関として、コンプライアンス・リスク委員会を設置し、当該委員会を少なくとも3ヶ月に1回開催し、リスク管理に関する全社的視点での指導及び各部門の調整を図り、グループ全体のリスク管理への取組み状況等を定期的に取締役会へ報告することとしております。

b. 危機管理体制（有事の対応）

当社は、リスクが顕在化し危機が発生した場合において、その被害を最小限に抑えるために、緊急時対応規程を定め、当該規程に基づき、緊急時

の情報収集体制、対応の基本方針、各危機のレベルに応じた当社臨時組織の内容（責任者、メンバー、対応事項、組織内の役割等）並びに株主総会・取締役会・監査役会等への報告体制を構築しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、次のような体制を設け、取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保しています。

- a. 業務執行上の重要事項について報告・検討を行うため、経営会議を毎月1回開催しております。
- b. 関係部門・関係者が参加し、会社が直面している課題や問題点について迅速に対応策を立案し、検討することができるよう、組織横断的な協議機関として社内委員会・プロジェクトを設置しております。
- c. 各組織・役職等の役割及び責任の所在を明確にするとともに、適切な権限委譲を行うことで意思決定の迅速化を図るため、職務権限規程を見直しました。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人へのコンプライアンスの周知徹底のために、「行動規範ハンドブック」の全使用人への配布・研修等の実施及びこれへの参加義務付け等を行うことにより、教育体制の構築を進めております。

⑥ 会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、以下の体制を構築しております。

- a. 関係会社管理規程を作成し、各グループ会社における重要事項につき当社の承認を必要とし、または当社への報告を行うこととするなど、グループ会社全体を管理する体制を整備しました。
- b. 子会社の業務状況については、子会社より定期的にグループ月次報告会議に報告させる体制を整備しました。
- c. 子会社に対しては、当社より定期的に内部監査を実施しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ内部監査担当員が必要に応じて、監査役の職務を補助することとしております。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号に基づき、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとし、また、他の役職との兼任を禁止することとしております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

取締役は、法令で定められた事項のほか、取締役会及び経営会議の付議事項、内部通報制度における通報状況、内部統制システムの状況等、会社の重要事項について監査役が遅滞なく報告を受けることのできる体制を整備しております。

常勤監査役は、経営会議、コンプライアンス・リスク委員会等の社内会議への出席、社内稟議書等の重要文書の閲覧等を通して、会社の重要情報について適宜報告を受けることのできる体制を整備しております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

現在、監査役4名（うち3名は会社法第2条第16号に規定する社外監査役です。）により監査役会が構成されております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識の下、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っており、月1回適宜開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図っております。また、各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要会議である経営会議にも出席しております。

なお、監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

⑪ 反社会的勢力への対処

当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととしています。反社会的勢力からの不当要求があった場合には、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。

そして、これを実現するために、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関と連携を築くようにしております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社グループでは、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。また、持株会社である当社は、当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、及びその進捗管理等を行う監督機能を有し、これに基づきグループ各社が業務を執行するという体制を構築します。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めてまいります。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、関係会社を含め、社員一人ひとりに法律遵守の意識を徹底させてまいります。

当社グループは、これらの継続的な活動を通じて株主はもとより、取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長のある企業を実現し、企業価値及び株主共同の利益をより高めていくことを基本方針としております。

② 不適切な支配の防止のための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には当社株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（買付け方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といいます。）、結果として大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社の企業価値を毀損させるものでないかを判断するため、平成19年10月1日開催の取締役会において、当社株式の大規模な買付行為への対応策（以下「原プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。また、原プランは平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、1年間継続することをご承認いただいております。

なお、当社は原プラン導入後の情勢変化等を考慮し、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の確保の観点から、原プランのあり方について、継続的に検討してまいりました。その結果、平成21年5月27日開催の取締役会において、①取締役会による検討期間の一本化及びそれに伴う延長期間を設定すること、②取締役会で対抗措置の発動にあたり株主総会の承認を得る場合の手続きについて明記すること、③有効期間を1年間から3年間に延長すること、④対抗措置の発動の中止を追加することなど、一部修正した新プラン（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成21年6月26日開催の第2回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの詳細につきましては、平成21年5月27日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次のURLにてご参照ください。

(http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000122_p.pdf)

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、当社取締役会に対する必要情報の提供が完了した日から60日間を上限として、当該大規模買付行為について、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案のために必要な期間（以下、この期間を「取締役会

評価期間」といいます。)を設定し、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に適うか、第1次的な判断を行います。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間について、必要に応じて、独立委員会に諮問の上、当初設定期間から更に30日を限度として延長することができるものとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合には、延長するに先立ち、延長期間及びその理由を公表いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為について、独立委員会（後記）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。当社取締役会は、前記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	94,665	流動負債	80,454
現金及び預金	10,542	支払手形及び買掛金	54,812
受取手形及び売掛金	11,643	短期借入金	6,400
商 品	57,342	1年内返済予定の長期借入金	372
貯 蔵 品	1,775	リ ー ス 債 務	859
繰延税金資産	3,082	未払法人税等	3,437
そ の 他	10,417	賞与引当金	2,635
貸倒引当金	△140	ポイント引当金	2,122
固定資産	122,995	資産除去債務	4
有形固定資産	62,906	そ の 他	9,810
建物及び構築物	16,748	固定負債	27,219
土 地	41,488	転換社債型新株予約権付社債	15,000
リース資産	2,622	長期借入金	752
建設仮勘定	187	リ ー ス 債 務	2,166
そ の 他	1,858	繰延税金負債	1,141
無形固定資産	10,140	退職給付引当金	846
の れ ん	7,024	資産除去債務	3,338
そ の 他	3,115	そ の 他	3,975
投資その他の資産	49,949	負債合計	107,673
投資有価証券	7,874	(純資産の部)	
繰延税金資産	4,192	株 主 資 本	109,483
敷金及び保証金	35,541	資 本 金	21,086
そ の 他	3,340	資 本 剰 余 金	21,866
貸倒引当金	△999	利 益 剰 余 金	80,289
資 産 合 計	217,661	自 己 株 式	△13,757
		その他の包括利益累計額	△1,061
		その他有価証券評価差額金	△1,061
		新 株 予 約 権	8
		少 数 株 主 持 分	1,555
		純 資 産 合 計	109,987
		負債・純資産合計	217,661

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		428,184
売上原価		308,954
売上総利益		119,230
販売費及び一般管理費		103,738
営業利益		15,491
営業外収益		
受取利息	219	
受取配当金	150	
仕入割引	209	
固定資産受贈益	442	
発注処理手数料	454	
還付消費税等	444	
その他	535	2,456
営業外費用		
支払利息	179	
貸倒引当金繰入額	72	
持分法による投資損失	92	
現金過不足	19	
その他	87	451
経常利益		17,497
特別利益		
固定資産売却益	10	
貸倒引当金戻入額	50	
段階取得に係る差益	116	
退職給付制度改定	1,145	
その他	24	1,346
特別損失		
固定資産除却損	308	
店舗閉鎖損失	304	
減損損失	1,059	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,314	
災害による損失	269	
その他	183	4,439
税金等調整前当期純利益		14,403
法人税、住民税及び事業税	7,228	
法人税等調整額	△303	6,924
少数株主損益調整前当期純利益		7,478
少数株主利益		186
当期純利益		7,291

連結株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	21,086
当期末残高	21,086
資本剰余金	
前期末残高	21,866
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	21,866
利益剰余金	
前期末残高	74,660
当期変動額	
剰余金の配当	△1,435
当期純利益	7,291
自己株式の処分	△227
当期変動額合計	5,628
当期末残高	80,289
自己株式	
前期末残高	△14,830
当期変動額	
自己株式の取得	△4
自己株式の処分	1,076
当期変動額合計	1,072
当期末残高	△13,757
株主資本合計	
前期末残高	102,782
当期変動額	
剰余金の配当	△1,435
当期純利益	7,291
自己株式の取得	△4
自己株式の処分	849
当期変動額合計	6,701
当期末残高	109,483

(単位：百万円)

その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△915
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△145
当期変動額合計	△145
当期末残高	△1,061
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	△915
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△145
当期変動額合計	△145
当期末残高	△1,061
新株予約権	
前期末残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8
当期変動額合計	8
当期末残高	8
少数株主持分	
前期末残高	1,352
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	203
当期変動額合計	203
当期末残高	1,555
純資産合計	
前期末残高	103,219
当期変動額	
剰余金の配当	△1,435
当期純利益	7,291
自己株式の取得	△4
自己株式の処分	849
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	66
当期変動額合計	6,767
当期末残高	109,987

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

13社

㈱マツモトキヨシ

㈱エムケイ東日本販売

㈱ミドリ薬品

㈱ラブドラッグス

㈱ばばす

㈱マツモトキヨシ甲信越販売

㈱トウブドラッグ

㈱中島ファミリー薬局

㈱茂木薬品商会

伊東秀商事㈱

㈱エムケイブランニング

㈱マツモトキヨシ保険サービス

㈱ユーカリ広告

上記のうち、前連結会計年度まで持分法適用関連会社でありました㈱ラブドラッグスは、平成22年4月に同社の株式を追加取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。

また、非連結子会社は該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社または関連会社数

1社

- ・ 会社等の名称

杉浦薬品㈱

なお、前連結会計年度まで持分法適用関連会社でありました㈱ラブドラッグスは、平成22年4月に同社の株式を追加取得し子会社化したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち㈱トウブドラッグの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、同決算日から連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社である㈱ミドリ薬品は当連結会計年度より決算期を2月末日より3月31日に変更しております。この決算期の変更により当該会社の当連結会計期間は平成22年3月1日から平成23年3月31日までの13ヶ月決算となっております。この結果、従来の方法に比べ、売上高、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,811百万円、122百万円、36百万円増加しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

・小売事業会社

主として売価還元法による低価法を採用しております。総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・卸売事業会社

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。
- ロ. 無形固定資産及び長期前払費用
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額を費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ニ. 退職給付引当金

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(追加情報)

一部の連結子会社は確定給付企業年金制度及び退職一時金制度並びに適格退職年金制度を設けておりましたが、平成23年2月に確定拠出年金制度に移行いたしました。この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

本移行に伴う影響額は、特別利益として1,145百万円計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

連結子会社である㈱ミドリ薬品は、本社開催の株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議したことに伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、将来の打ち切り支給予定額を固定負債のその他(長期未払金)に計上しております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

(6) 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ245百万円、税金等調整前当期純利益は2,559百万円減少しております。

(「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

(7) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。

(8) 追加情報

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書)

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

29,425百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	53,579千株	一千株	一千株	53,579千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,870千株	2千株	432千株	5,440千株

- (注) 1. 当連結会計年度増加株式数2千株は単元未満株式の買取による増加であります。
2. 当連結会計年度減少株式数432千株は、㈱ミドリ薬品との株式交換による減少399千株、単元未満株式の売渡等による減少33千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成22年6月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	954百万円
・1株当たり配当額	20円
・基準日	平成22年3月31日
・効力発生日	平成22年6月30日

ロ. 平成22年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	481百万円
・1株当たり配当額	10円
・基準日	平成22年9月30日
・効力発生日	平成22年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
平成23年6月29日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	1,444百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	30円
・基準日	平成23年3月31日
・効力発生日	平成23年6月30日

(注) 1株当たり配当額30円には、記念配当(株式上場20周年記念)10円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数

普通株式	6,700株
------	--------

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式・債券等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役にて報告されております。

不動産賃借等に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金、長期借入金（原則として3年以内）ともに運転資金に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。

また、営業債務や借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
① 現金及び預金	10,542	10,542	—
② 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	11,643 △124		
	11,519	11,519	—
③ 投資有価証券	7,729	7,729	—
④ 敷金及び保証金 貸倒引当金(*1)	35,541 △49		
	35,492	34,736	△755
資産計	65,282	64,527	△755
① 支払手形及び買掛金	54,812	54,812	—
② 短期借入金	6,400	6,400	0
③ 長期借入金(*2)	1,125	1,142	17
④ 転換社債型新株予約 権付社債	15,000	15,900	900
負債計	77,337	78,255	917

(*1) 受取手形及び売掛金、敷金及び保証金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④ 敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値から、貸倒引当金を控除して算定しております。

負 債

① 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 短期借入金、並びに③ 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④ 転換社債型新株予約権付社債

これらは取引所の価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	145

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,252円30銭
(2) 1株当たり当期純利益	151円48銭

6. 重要な後発事象

(自己株式の取得)

当社は、平成23年4月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

その概要は次のとおりであります。

自己株式に関する取締役会の決議事項

(1) 取得を行う理由

資本効率の向上及び経営環境変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため

(2) 取得の方法

信託方式による市場買付

(3) 取得する株式の種類

普通株式

(4) 取得する株式の総数

1,875,000株（上限）

（発行済株式総数に占める割合3.89%）

(5) 株式の取得価額の総額

3,000百万円（上限）

(6) 取得する期間

平成23年4月25日から平成23年12月30日

貸 借 対 照 表

(平成23年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	84,988	流 動 負 債	71,564
現 金 及 び 預 金	2,060	買 掛 金	48,633
売 掛 金	54,013	短 期 借 入 金	6,400
商 品	2,659	リ ー ス 債 務	24
貯 蔵 品	1,525	未 払 金	9,950
前 払 費 用	47	未 払 費 用	228
繰 延 税 金 資 産	348	未 払 法 人 税 等	131
短 期 貸 付 金	13,346	賞 与 引 当 金	2
未 収 入 金	8,364	預 り 金	5,977
預 け 金	2,612	前 受 収 益	4
そ の 他	9	そ の 他	211
固 定 資 産	101,990	固 定 負 債	15,092
有 形 固 定 資 産	5,734	転換社債型新株予約権付社債	15,000
建 物	1,381	リ ー ス 債 務	74
構 築 物	39	資 産 除 去 債 務	3
船 舶	38	そ の 他	14
車 両 運 搬 具	5	負 債 合 計	86,657
工具、器具及び備品	61	(純資産の部)	
土 地	4,109	株 主 資 本	101,452
リ ー ス 資 産	97	資 本 金	21,086
無 形 固 定 資 産	1,782	資 本 剰 余 金	78,519
商 標 権	6	資 本 準 備 金	21,866
ソ フ ト ウ ェ ア	1,384	そ の 他 資 本 剰 余 金	56,652
そ の 他	390	利 益 剰 余 金	15,605
投 資 そ の 他 の 資 産	94,474	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,605
投 資 有 価 証 券	5,727	繰 越 利 益 剰 余 金	15,605
関 係 会 社 株 式	87,689	自 己 株 式	△13,757
長 期 前 払 費 用	6	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,139
繰 延 税 金 資 産	899	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,139
そ の 他	150	新 株 予 約 権	8
資 産 合 計	186,979	純 資 産 合 計	100,321
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	186,979

損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		289,619
売 上 原 価		282,363
売 上 総 利 益		7,255
販売費及び一般管理費		7,075
営 業 利 益		180
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	55	
有 価 証 券 利 息	7	
受 取 配 当 金	5,073	
仕 入 割 引	209	
発 注 処 理 手 数 料	544	
そ の 他	49	5,939
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	99	
社 債 発 行 費	33	
そ の 他	7	140
経 常 利 益		5,978
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	30	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4	
災 害 に よ る 損 失	137	175
税 引 前 当 期 純 利 益		5,803
法人税、住民税及び事業税	530	
法 人 税 等 調 整 額	△147	383
当 期 純 利 益		5,420

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主資本		
資本金		
前期末残高		21,086
当期末残高		21,086
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		21,866
当期末残高		21,866
その他資本剰余金		
前期末残高		56,882
当期変動額		
自己株式の処分		△229
当期変動額合計		△229
当期末残高		56,652
資本剰余金合計		
前期末残高		78,749
当期変動額		
自己株式の処分		△229
当期変動額合計		△229
当期末残高		78,519
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		11,620
当期変動額		
剰余金の配当		△1,436
当期純利益		5,420
当期変動額合計		3,984
当期末残高		15,605
利益剰余金合計		
前期末残高		11,620
当期変動額		
剰余金の配当		△1,436
当期純利益		5,420
当期変動額合計		3,984
当期末残高		15,605
自己株式		
前期末残高		△14,764
当期変動額		
自己株式の取得		△4
自己株式の処分		1,010
当期変動額合計		1,006
当期末残高		△13,757

(単位：百万円)

株主資本合計	
前期末残高	96,691
当期変動額	
剰余金の配当	△1,436
当期純利益	5,420
自己株式の取得	△4
自己株式の処分	780
当期変動額合計	4,760
当期末残高	101,452
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△913
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△225
当期変動額合計	△225
当期末残高	△1,139
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△913
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△225
当期変動額合計	△225
当期末残高	△1,139
新株予約権	
前期末残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8
当期変動額合計	8
当期末残高	8
純資産合計	
前期末残高	95,777
当期変動額	
剰余金の配当	△1,436
当期純利益	5,420
自己株式の取得	△4
自己株式の処分	780
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△216
当期変動額合計	4,543
当期末残高	100,321

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

- ・ その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- （リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

② 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (3) 繰延資産の処理方法
社債発行費 支出時に全額を費用処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- (6) 会計方針の変更
(資産除去債務に関する会計基準の適用)
当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。
- なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。
- (企業結合に関する会計基準等の適用)
当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。
- (7) 表示方法の変更
前期まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「預け金」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。
- なお、前期末の「預け金」は974百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,382百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)
- ① 短期金銭債権 68,817百万円
- ② 短期金銭債務 17,441百万円
- ③ 長期金銭債務 11百万円

(3) 偶発債務

- ① ㈱エムケイ東日本販売の建物賃貸借契約及び出店契約等について、連帯保証を行っております。
- ② ㈱茂木薬品商会の一部の仕入先からの一切の債務に対し、連帯保証を行っております。
連帯保証債務残高 1,346百万円
- ③ 以下の会社のリース契約について、連帯保証を行っております。なお、当事業年度末のリース債務残高及び保証債務限度額は次のとおりであります。

会社名	リース債務残高	保証債務限度額
㈱マツモトキョシ	一百万円	170百万円
㈱エムケイ東日本販売	6百万円	430百万円
㈱ミドリ薬品	一百万円	270百万円
㈱ラブドラッグス	一百万円	100百万円
㈱マツモトキョシ 甲信越販売	4百万円	80百万円
㈱トウブドラッグ	0百万円	50百万円
㈱中島ファミリー薬局	一百万円	110百万円
㈱茂木薬品商会	7百万円	一百万円
㈱ユーカリ広告	一百万円	1百万円
合 計	18百万円	1,211百万円

(注) 保証債務限度額は、当事業年度末の保証リース債務残高を含まない金額であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 営業取引による取引高
- ・営業収益 289,222百万円
 - ・仕入高 47,626百万円
- (2) 営業取引以外の取引高 5,172百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,837千株	2千株	399千株	5,440千株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式等の買取による増加であります。

2. 自己株式の数の減少は、㈱ミドリ薬品との株式交換による減少399千株、単元未満株式の売渡等による減少0千株であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

棚卸資産	177百万円
未払費用	80百万円
未払金	48百万円
未払事業税	36百万円
その他	6百万円

繰延税金資産（流動）計	348百万円
-------------	--------

繰延税金資産（固定）

減損損失	817百万円
投資有価証券	782百万円
関係会社株式	533百万円
その他	35百万円
評価性引当金	△1,269百万円

繰延税金資産（固定）計	899百万円
-------------	--------

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
（調整）	
受取配当等の益金不算入額	△34.9
交際費等の損金不算入額	0.9
評価性引当金の増減	0.1
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.6

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員が議決権の過半数を所有している会社等	(株)南海公産	30	不動産の管理	被所有 3.6%	役員 2名	当社事務所等の賃借	建物の賃借(注)	14	敷金及び保証金	62
役員・主要株主(個人)	松本鉄男	—	当社取締役	被所有 11.3%	—	当社事務所等の賃借	建物の賃借(注)	—	敷金及び保証金	60

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

賃借料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)マツモトキヨシ	21,086	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有 直接 100%	6名	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注) 1 商品の販売(注) 2 土地・建物等の賃貸(注) 3	4,751 201,678 140	売掛金 未払金	38,158 5,220
						資金の管理	—	—	預り金	3,186

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱ばばす	253	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接75%	1名	経営管理・業務の受託及び商品の販売 資金の貸付	経営管理・業務受託料の受領(注)1 商品の販売(注)2 資金の貸付(注)4 利息の受取(注)4	84 14,295 34,600 11	売掛金 未払金 短期貸付金 未収利息	2,417 196 2,000 0
子会社	㈱マツモトキヨシ甲信越販売	170	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	—	経営管理・業務の受託及び商品の販売 資金の貸付	経営管理・業務受託料の受領(注)1 商品の販売(注)2 資金の貸付(注)4 利息の受取(注)4	238 16,157 44,719 7	売掛金 未払金 短期貸付金 未収利息	2,916 213 1,973 0
子会社	㈱エムケイ東日本販売	450	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	—	経営管理・業務の受託及び商品の販売 資金の管理	経営管理・業務受託料の受領(注)1 商品の販売(注)2 建物の賃貸(注)3 —	542 24,398 8 —	売掛金 未払金 預り金	4,723 644 2,043
子会社	㈱ミドリ薬品	352	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	—	経営管理・業務の受託及び商品の販売 資金の貸付	経営管理・業務受託料の受領(注)1 商品の販売(注)2 資金の貸付(注)4 利息の受取(注)4	106 14,064 45,770 16	売掛金 未払金 短期貸付金 未収利息	2,452 181 5,637 0
子会社	伊東秀商事㈱	10	日用雑貨等の卸売	所有直接90%	—	経営管理及び商品の仕入	商品の仕入(注)5	34,339	買掛金 未収入金	3,215 518

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理・業務の受託については、持株会社である当社の運営費用相当額を連結子会社から応分に収受しております。
2. 商品の販売については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

3. 賃貸料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は最長6ヶ月とし、期日に一括返済または契約条件内で更新としております。なお、担保は受け入れておりません。
5. 商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,083円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 112円60銭 |

9. 重要な後発事象

(自己株式の取得)

当社は、平成23年4月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

詳細は、連結注記表「6. 重要な後発事象」に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月23日

株式会社マツモトキョシホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マツモトキョシホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツモトキョシホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(6)会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」が適用されることとなるため、この会計基準により連結計算書類を作成している。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成23年4月22日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月23日

株式会社マツモトキョシホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 猪 瀬 忠 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡 田 雅 史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツモトキョシホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成23年4月22日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対して事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月24日

株式会社マツモトキヨシホールディングス 監査役会

常勤監査役 大 森 哲 夫 ㊟

監 査 役 鈴 木 哲 ㊟

監 査 役 諸 星 健 司 ㊟

監 査 役 田井村 政 人 ㊟

(注) 監査役鈴木哲、諸星健司、田井村政人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

＜期末配当に関する事項＞

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要項目の一つと位置付けております。そのため、当社グループでは経営基盤の強化と収益力向上に努めることで、安定かつ継続的に配当していくことを基本方針としております。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、インフラ整備・サービス拡充を含む既存事業の拡大や新規事業の開発、並びにM&A等、当社の成長につながる投資へ有効的に活用してまいります。

当期の期末配当は、1株につき20円の普通配当に、1株につき10円の記念配当（株式上場20周年記念）を加え、合計30円とさせていただきます。存じます。

（1）配当財産の種類

金銭といたします。

（2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,444,161,000円となります。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月30日といたしたいと存じます。

（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整について）

本議案における記念配当（1株につき10円）は、当社が平成22年8月25日に発行いたしました第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債要項に定める「特別配当」に該当いたします。

そのため、本議案が承認可決された場合、当該社債要項の規定に従い、以下のとおり転換価額が調整され平成23年7月10日より適用されることとなります。

銘 柄	調整前転換価額	調整後転換価額
株式会社マツモトキヨシホールディングス 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 （転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）	1,856円00銭	1,845円80銭

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	まつ もと な み お 松 本 南海雄 (昭和18年3月4日生)	昭和40年4月 有限会社薬局マツモトキヨシ (現株式会社マツモトキヨシ) 入 社 昭和50年4月 同社専務取締役 昭和60年1月 株式会社ユアーススポーツ代表取締 役社長 (現任) 昭和63年8月 有限会社南海公産 (現株式会社南 海公産) 代表取締役 (現任) 平成9年7月 株式会社マツモトキヨシ取締役副 社長 平成10年6月 同社代表取締役副社長 平成11年6月 日本チェーンドラッグストア協会 会長 平成13年2月 株式会社マツモトキヨシ代表取締 役社長 平成14年5月 NPO法人セルフメディケーション推 進協議会副会長 (現任) 平成19年10月 当社代表取締役社長 平成21年4月 当社代表取締役会長兼CEO 平成23年4月 当社代表取締役会長兼社長兼CEO (現任)	4,172,440株
2	なり た かず お 成 田 一 夫 (昭和25年6月20日生)	昭和49年4月 株式会社リクルート入社 平成14年5月 株式会社靴のマルトミ (現株式会社 GOVリテイリング) 代表取締役CEO就 任 平成16年8月 株式会社マツモトキヨシ入社 平成18年4月 同社業務提携管理本部長兼経営企 画室長 平成19年10月 当社取締役 平成20年4月 当社専務取締役管理担当兼経営企 画部長 平成21年4月 当社専務取締役兼CFO管理統括担当 平成22年4月 当社専務取締役兼CFO管理統括管掌 (FC企画部長兼務) (現任)	1,400株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	まつ もと きよ お 松 本 清 雄 (昭和48年1月20日生)	平成7年6月 株式会社マツモトキヨシ入社 平成17年4月 同社商品部長 平成17年6月 同社取締役商品部長 平成19年7月 同社取締役営業本部商品担当部長 平成19年10月 当社取締役 平成20年4月 当社常務取締役 平成20年7月 当社常務取締役営業企画・商品統 括担当 平成21年4月 当社専務取締役営業企画・商品統 括担当 平成21年7月 株式会社南海公産代表取締役（現 任） 平成22年4月 当社専務取締役経営企画管掌兼営 業企画・商品統括管掌（現任） 平成23年4月 株式会社マツモトキヨシ代表取締 役社長（現任）	26,000株
4	まつ もと てつ お 松 本 鉄 男 (昭和20年1月2日生)	昭和42年4月 有限会社薬局マツモトキヨシ （現株式会社マツモトキヨシ）入 社 昭和50年4月 株式会社マツモトキヨシ常務取締 役 平成9年7月 同社取締役副社長 平成10年6月 同社代表取締役副社長 平成13年2月 同社取締役 平成19年10月 当社取締役 平成20年4月 当社取締役渉外担当 平成20年5月 当社取締役相談役渉外担当 （現任）	5,615,400株
5	ね づ こう いち 根 津 孝 一 (昭和21年1月12日生)	昭和39年4月 株式会社松屋百貨店入社 昭和47年9月 有限会社タカオカ薬局入社 平成元年11月 有限会社ぱばす設立（現株式会社 ぱばす）代表取締役社長（現任） 平成20年6月 当社取締役（現任）	75,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	おお や ま し ひろ 大 爺 正 博 (昭和23年5月5日生)	昭和48年4月 三井生命保険相互会社入社(現 三井生命保険株式会社) 平成14年4月 同社執行役員営業本部長 平成17年4月 同社常務執行役員東京営業本部長 平成18年4月 三生収納サービス株式会社代表取締役社長 株式会社ビジネスエージェンシー代表取締役社長 クロスプラス株式会社社外取締役(現任) 平成19年6月 株式会社マツモトキヨシ社外取締役 平成19年10月 当社社外取締役(現任)	一株
7	こ ばやし りょう いち 小 林 諒 一 (昭和21年10月25日生)	昭和46年4月 株式会社野村電子計算センター(現株式会社野村総合研究所) 入社 昭和61年10月 野村コンピュータシステムズ・アメリカ社長 平成6年6月 株式会社野村総合研究所取締役 平成8年7月 NRIデータサービス株式会社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成14年6月 株式会社野村総合研究所常勤監査役 平成19年6月 株式会社アルゴ21社外監査役 平成19年6月 株式会社スクウェア・エニックス監査役(現任) 平成20年6月 当社社外取締役(現任) 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス常勤監査役(現任)	一株
8	* おお やま けん いち 大 山 健 一 (昭和27年4月23日生)	昭和61年11月 ライフランドグループ(現ライフランドグループは、株式会社ライフランド、株式会社ライフクリエイト、株式会社ライフランド(いわき)より構成)顧問 平成4年3月 ライフランドグループ各社取締役 平成5年1月 同社 専務取締役 平成10年1月 同社 取締役副社長 平成12年1月 同社 代表取締役副社長 平成13年1月 同社 代表取締役社長(現任)	一株

(*) 新任取締役候補者

- (注) 1. 取締役候補者松本南海雄氏は、株式会社ユアーススポーツ及び株式会社南海公産の代表取締役を兼務しており、当社と前記各社との間に不動産賃借の取引関係があります。
2. 取締役候補者松本清雄氏は、株式会社南海公産の代表取締役を兼務しており、当社と同社との間に不動産賃借の取引関係があります。
3. 取締役候補者松本鉄男氏は、当社との間に不動産賃借の取引関係があります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 取締役候補者大爺正博氏、小林諒一氏及び大山健一氏は、それぞれ社外取締役の候補者であります。
6. 社外取締役候補者とする理由について
- (1) 大爺正博氏は、他の企業での代表取締役や社外取締役の経験を有しており、経営に関する高い見識と監督能力を引き続き当社の経営戦略に活かしていただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 小林諒一氏は、他の企業の役員や社外監査役の経験を有しており、経営に関する幅広い見識と専門知識を引き続き当社の経営戦略に活かしていただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 大山健一氏は、他の企業の代表取締役に長年就いており、グループ経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営戦略に活かしていただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 取締役候補者大爺正博氏は、当社設立（平成19年10月1日）に伴い社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年9ヶ月となります。
- また、取締役候補者小林諒一氏は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
8. 取締役候補者大爺正博氏及び小林諒一氏は、現在当社の社外取締役であり、両氏とは会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金10百万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
- 両氏の再任が承認された場合、当社は責任限定契約を継続する予定であります。また、新任の取締役候補者大山健一氏につきましても、同氏の選任が承認された場合、同様に責任限定契約を新たに締結する予定であります。
9. 取締役候補者大爺正博氏及び小林諒一氏は、現在当社の社外取締役であり、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、新任の取締役候補者大山健一氏の選任が承認された場合、同取引所に独立役員として指定し、届出をいたします。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役大森哲夫氏、田井村政人氏は、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
おお もり てつ お 大 森 哲 夫 (昭和24年2月18日生)	昭和44年8月 株式会社マツモトキヨシ入社 平成17年7月 同社総務部長 平成20年1月 当社総務部長 平成21年2月 当社顧問 平成21年4月 株式会社マツモトキヨシ常勤監査役（現任） 平成21年6月 当社常勤監査役（現任）	2,000株

（注）上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

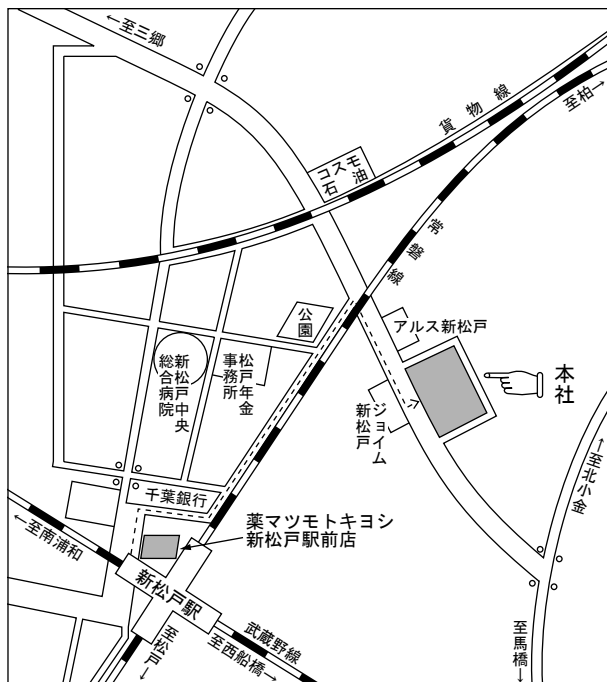
以上

株主総会会場ご案内図

会 場：千葉県松戸市新松戸東9番地1

株式会社マツモトキョシホールディングス本社会議室

電 話：047 (344) 5110代表



(最 寄 り 駅)

J R 常磐線（千代田線）・武蔵野線新松戸駅下車 徒歩10分

※ 常磐線快速は停車いたしません。

※ 当日車でのご来訪はご遠慮下さい。